

○厚生労働省令第113号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第四百四十四号)第六条第六項第九号及び第十二条第一項第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のものに定める。

平成二十五年三月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する

省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「細菌性膿膜炎」の下に「(第十三号から第十五号までに該当するものを除く。以下同。)」を加え、同条第十二号中「水痘」を

「侵襲性イフヘルエノガラ感染症」に改め、同条

第十号中「膿膜炎菌性膿膜炎」を「侵襲性膿膜

炎感染症」に改め、同条第三十号を同条第三

十六号とし、同条第三十二号を同条第三

二号とする。同条第十四号の次に次の二号

を加える。

十五 侵襲性肺炎球菌感染症

十六 水痘

第十四条第三項第九号中「膿膜炎菌性膿膜炎」を「侵襲性インフルエンザ菌感染症」に改め、同項

中第十六号を第十八号とする。第十号から第十五号までを「(第十三号から第十五号までに該当するものを除く。)」を加え、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十七 侵襲性膿膜炎菌感染症

十八 侵襲性肺炎球菌感染症

(施行期日)
第一条この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)
第一条この省令は、平成二十五年三月七日から施行する。

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令(平成十三年内閣府訓令第十九号)の一部を次のものに改正する。

平成25年3月7日

内閣総理大臣 安倍晋三

法務大臣 新藤義孝

農林水産大臣 萩原健一

経済産業大臣 茂木敏充

厚生労働大臣 田村憲久

文部科学大臣 竹田恒和

内閣府副大臣 阿南惟庸

内閣府副大臣 岩田一政

内閣府副大臣 佐川宣寿

内閣府副大臣 佐々木信也

内閣府副大臣 佐藤勉

内閣府副大臣 佐藤正治

内閣府副大臣 佐藤正志

内閣府副大臣